

# 新潟市立葛塚東小学校 いじめ防止基本方針

## 1 定義 ～いじめ防止対策推進法第二条より～

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

## 2 新潟市の基本理念 ～平成29年4月1日改定～

いじめはどの児童にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

## 3 いじめ防止等のための基本方針の重点事項 ～平成29年 国の基本方針～

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、
  - ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
  - ②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）という二つの要件が満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取り組み内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

## 4 葛塚東小学校いじめ防止等に向けた方針

### (1) 児童

互いに認め合い、支え合い、高め合い、望ましい人間関係を築くよう努める。

### (2) 学校

- 分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、保護者や地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- 教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、児童生徒と共に解決を図る。

- いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

### (3) 保護者

- 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させると共に、いじめ防止等の取組を学校と連携して進める。

## 4 いじめ防止のための校内体制

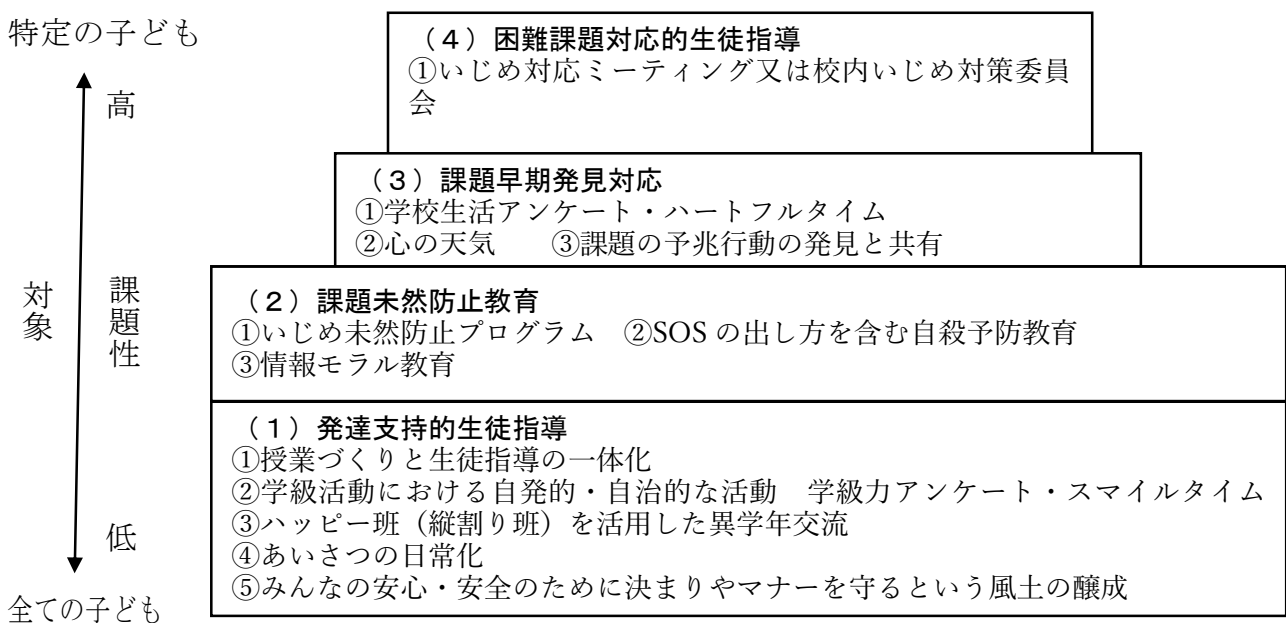
### (1) 校内いじめ対応ミーティング

いじめの報告を受け、校長、教頭、生活指導主任、該当担任、担当学年主任など事案に関係する教職員によって構成された「校内いじめ対応ミーティング」を設置する。事実関係の把握のための調査を行い、対処のための方針や方法を協議する。解決にむけて、児童への指導を行う。

### (2) いじめ対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、生活指導主任、該当担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織「いじめ対策委員会」を設置する。いじめの重大事案やそれにつながる事案が発生した際は、緊急会議を開き、問題解決に向けた具体的方策を検討し、組織的に対応する。

## 5 いじめ防止に対する具体的取組



## 6 職員研修の実施

- ・いじめ防止対策基本方針を年度初めに職員で共有する。
- ・いじめ防止に関する研修を年間計画に位置付け、計画的・継続的に教職員の力量を高める。また、随時いじめ関連情報の収集に努め、職員で共有する。

## 7 家庭・地域及び関係機関との連携

- ① 日頃から連絡帳や電話、家庭訪問、個人懇談会等で、保護者との連絡を密にし、いじめに対する相談が気軽に行えるように、信頼関係を深める。また、保護者からの連絡に対しては、迅速かつ丁寧に対応を図る。
- ② 学年だより、生徒指導だより「はぐくむ」等を活用して、いじめについて啓発する内容や学校の取組等を知らせ、保護者や地域に理解と協力を得る。
- ③ 日常的に関係機関との連携を密にし、相談体制を構築する。（スクールカウンセラー、北警察署、北区教育支援センター、北区健康福祉課、児童相談所、教育相談センター、サポートセンター、市教委 SST SSW、みまもり隊、民生児童委員、豊栄児童センター、ひまわりクラブ、中学校、幼保こ園等）
- ④ 葛塚中学校区いじめ防止連絡協議会

葛塚中学校区の諸学校と保護者の代表、地域の代表で連携し、いじめの防止等への取組について協議し、情報を交換・共有することで、地域全体で子どもをいじめから守る体制を整える

## 8 いじめ発生時の迅速な対応

- ① いじめ情報のキャッチ
  - ・日常の観察、心の天気、いじめ調査アンケートの実施と即日複数チェック
- ② 報告
  - ・「発見者の報告メモ」でできるだけ早く学年主任・生徒指導主任・管理職へ報告
  - ・管理職は校内いじめ対応ミーティングに必要な情報収集のために指示
- ③ 正確な実態把握
  - ・被害児童、加害児童、周りの児童から聴き取り、時系列に記録
- ④ 指導体制と方針の決定いじめ対応ミーティング
  - ・いじめ対応ミーティング又は校内いじめ対策委員会を開催。指導方針の決定、役割分担を行う。
- ⑤ 児童の支援・指導
  - ・被害児童を全力で支援し、心配や不安を取り除く
  - ・加害児童には行動理由を聞き、内省を図り、いじめの行為に対して指導を行う。
- ⑥ 保護者への即日連絡
  - ・事実と具体的な方針を話す。

- ・今後の学校と保護者の連携方法を話し合う。
- ・被害者保護者には支援を、加害者保護者には助言を適切に行う。

#### ⑦ 今後の対応

- ・問題が確かに解決したかを判断するために経過観察を行う。(解消の目安は3か月)
- ・状況に応じてスクールカウンセラー、学校支援課スーパーサポートチーム、SSW等を活用する。

## 9 いじめに関する児童への具体的な対処

### (1) 被害児童

- ① いじめを訴えたことに謝意を伝え(感謝)具体的な支援内容を示し、最後まで守り抜くことを伝える(安全)。
- ② 事実と共に、辛い気持ちを受け入れ共感する(受容)。行為の全体を5W1Hで詳しく聴き取る。本人の訴えた気持ちを復唱し感情を言語化する。
- ③ 加害児童等との交友関係の再構築を具体的に提示する。児童のよさを認め、これから頑張りたいことや改善したいこと等について見守り、支える。

### (2) 加害児童

- ① 「何があったの?」「どうしたの?」と概要を聞く。いじめ行為をしてしまった行動理由と情動について十分に聞く。行為の具体を5W1Hで詳しく聴き取る。
- ② 行為による結果を伝え、現在の気持ちを尋ねる。本人なりの行動理由を基に正しいスキルを提示する。怒りの感情などは受容しつつ、行為として許されないことを場合によっては法的な視点も加えて説明する。
- ③ 自分の行為の責任を取る方法(謝罪等)を考えさせ、人間関係の再構築を具体的に提示する。
- ④ 家庭と連携し、児童の行動変容に向けた手立てを伝える。親の受け止めが軽いようであれば、面談する。

### (3) 周囲の児童

「いじめの黙認は、いじめに加担することであり、許されないことである」ことを、道徳や学級活動(いじめ未然防止プログラム)等を通して理解させる。いじめの構造における自分の立場を認識させる。いじめられた児童の心の痛み気付かせるとともに、一人一人の子どもが正義と勇気をもち、自分の意思で行動すること、大人に相談することの大切さをしっかりと認識させる。

### (4) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ① 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell:心配していることを伝える、Ask:自殺願望について尋ねる、Listen:気持ちを傾聴する、Keep safe:安全の確保)に基づき、家庭や専門機関・医療機関と

連携し、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。

- ② いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

#### (5) 重大ないじめを受けた児童への対応

重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような高レベル事態（A～C）に至った場合を指す。

##### A 法第28条第1項にあげる重大事態

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席する

##### B 重大事態につながる恐れのあるレベル

- いじめが原因で登校できない状況が1日でもある。
- 解消が図られているように見えても、いじめが繰り返されている。
- 社会的な影響が大きく、児童・保護者の状況が深刻である。（ズボン下し含む）

##### C 発生後1週間を超えても解消に至らないレベル

- 被害者の気持ちが不安定である。
- 加害者の行動変容が見られない。

重大事態が発生した場合は、管理職が即日教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(平成26年4月1日 策定)

(平成29年9月1日 修正)

(令和7年4月1日 修正)

(令和8年4月1日 修正)